

投票事務のポイント

それは、投票の秘密を守り、選挙の公正を維持することです。

選挙人の自由な意思によって公正かつ適切に投票が行わなければ、選挙の公正を維持することはできません。そのため、日本国憲法や公職選挙法では様々な規定を定めています。

1 投票立会人の心構え

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を有するものです。

特に、次の点には十分ご留意くださいますようお願いいたします。

- (1) 定刻までに必ず選任通知書及び印鑑を持って参会してください。やむを得ず事情があって参会できないときは、速やかに選挙管理委員会と投票管理者に連絡してください。
- (2) 投票立会人は、投票事務が公正、的確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思にしたがって投票することができるよう、投票管理者に意見を申し出るなど投票管理者に協力することが大切です。なお、投票管理者に意見を申し出る場合は、投票の進行の妨げとならないよう簡潔にその要点を申し述べるよう心がけてください。
- (3) みだりに投票所外へ出ないこと。
真にやむを得ない理由がある場合のほかは投票所を出ないこと。やむを得ず投票所外に出るときは、同時に立会人2人が席を立たないようにしてください。(席を立つときは投票管理者に連絡すること。)
- (4) 投票立会人は、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等正当な理由なくして辞職することはできないことになっており、また、その職務を怠ることのないよう務めてください。

2 投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことがその仕事です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- (1) 投票手続きの全般について立ち会うこと。
 - ① 投票所の開閉に立ち会うこと。
 - ② 最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。
 - ③ 選挙人の選挙人名簿(抄本)との対照に立ち会うこと。

- ④ 選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと。
- ⑤ 不在者投票の投函に立ち会うこと。（第1投票区投票所【糸満市役所】のみ）
- ⑥ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- ⑦ その他投票の手続きの全般について立ち会うこと。

（２）意見を述べること。

- ① 次の場合には意見を述べてください。なお、投票管理者は、投票立会人の意見は聞くが、それに拘束されることなく自らの判断によって決定することができることとなっています。投票立会人はこの投票管理者の決定について次の②の異議があるときは、意見を申し出ることができます。

ア 投票を拒否することについて意見を求められたとき。

イ 代理投票を拒否することについて意見を求められたとき。

ウ 代理投票補助者の選任についての意見を求められたとき。

エ 不在者投票を受理するかどうかについての意見を求められたとき。

オ 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票があるときに拒否するかどうかについて意見を求められたとき。

※エ及びオについては第1投票区投票所（糸満市役所）のみ。

- ② 次の異議がある場合に意見を申し出ることができます。（①以外の場合でも次の異議があるときは意見を申し出ることができます。）

ア 選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことについて異議があるとき。

イ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき。

3 その他留意すべきこと

- （１） 投票の日時、場所を確かめておくこと。
- （２） 定められた時刻よりやや早めに投票所に到着すること。（目安 6 時 45 分まで）
- （３） 印鑑と選任通知書を、必ず持参すること。
- （４） やむを得ない事情があつて投票所に行けないときは、なるべく早く選挙管理委員会と投票管理者に連絡すること。
- （５） 投票中はみだりに席を空けないようにし、どうしても席を空けなければならないときは、投票管理者に必ず連絡してから退席すること。

4 報酬の目安

12,400円（立会人報酬）－2,580円（税控除）＝9,820円

※報酬は、法改正、税額によって変動する場合があります。

○お問い合わせ

糸満市選挙管理委員会事務局

電 話 840－8146